

議案第39号

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

水道事業及び下水道事業の運営に関する事項について検討を行う、上下水道経営審議会を設置するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 法第14条の規定に基づく附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、別表に掲げる附属機関を置く。
- 4 前項に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

附属機関	設置目的	委員の定数
湯河原町上下水道経営審議会	水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表学校運営協議会の項の次に次のように加える。

湯河原町上下水道経営審議会	会長	日額 12,000円
	委員	日額 10,000円

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考						
(組織) 第5条 (略) 2 (略)	(組織) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>法第14条の規定に基づく附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、別表に掲げる附属機関を置く。</u> 4 <u>前項に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、町長が別に定める。</u> <u>別表(第5条関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附 属 機 関</th><th>設置目的</th><th>委員の定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会</td><td>水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。</td><td>10人以 内</td></tr> </tbody> </table> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 (略)	附 属 機 関	設置目的	委員の定数	湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会	水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以 内	
附 属 機 関	設置目的	委員の定数						
湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会	水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以 内						

○湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

現 行			改 正 後			備 考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
区 分		報 酬 額	区 分		報 酬 額	
(略)		(略)	(略)		(略)	
学 校 運 営 協 議 会	(略)	(略)	学 校 運 営 協 議 会	(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会	会 長	日 額 12,000円	
				委 員	日 額 10,000円	
			(略)		(略)	
			附 則 (施行期日)			
			1 この条例は、公布の日から施行する。			